



精神科看護管理ニュース



Vol. **105**

発行 日本精神科看護協会

2022/10/03

1 厚生労働省が障がい者の支援体制を整備するための法改正案を取りまとめました。

9月28日に厚生労働省は、障がい者や難病患者が安心して暮らすことができるよう、支援体制を整備するための法律の改正案を示しました。改正案では、精神科病院での虐待を防ぐため、病院の管理者に職員などへの研修や、患者への相談体制を整備することを義務づけています。これは、今年6月に取りまとめられた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書」においても今後の方向性として示されていたものです。また、障がい者虐待に係る取組に関しては、虐待を受けたと思われる患者を発見した人は、速やかに都道府県などに通報することを義務づけ、通報した職員が解雇などの不利益な取り扱いを受けないことを明確化しています。

医療保護入院に係る手続きの見直し等に関しては、2017年の国会において精神保健福祉法改正案が閣議決定され、参院本会議で可決されたものの、衆議院解散により廃案になった経緯がありました。今回の改正案では、改めて入院治療が必要な精神障がい者に対する医療保護入院について、これまでは原則、家族の同意が必要であったものを、家族が患者と長年親交がない場合などにかぎって市町村長の同意で実施できるようにし、その後、支援員が病院を訪問し、生活相談などに応じる事業を創設することも示しています。

今年の8月22日、23日にはスイスのジュネーブで国連障害者権利委員会による障害者権利条約の実施状況に関する審査（対日審査）が行われ、精神医療や障がい者の教育をめぐる問題が大きな論点となり、同委員会から日本に対して総括所見が出されています。この勧告事態に法的な拘束力はありませんが、このような所見も踏まえた法改正の議論が進んでいくものと推察されます。

本改正案は、本日（10/3）召集され開会した第210回の臨時国会で閣議決定する見通しで、2024年度の施行に向けて動いていくものと思われます。

【情報提供】

- 厚生労働省「「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26149.html
- 精神障害当事者会ポルケ「第1回対日審査 障害者権利条約 事前質問事項に係る政府回答仮訳」
<https://porque.tokyo/2022/06/09/list-of-issues/>
- 国連障害者権利委員会第27回委員会（国連webTV）
1日目：8/22 <https://media.un.org/en/asset/k1m/k1mf5n4xhk>
2日目：8/23 <https://media.un.org/en/asset/k1m/k1mf5n4xhk>
- 認定NPO法人DPI日本会議「日本政府へ勧告（総括所見）一部仮訳」
<https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/crpd/recommendations-for-japan/>



- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1